

地域包括支援センター職員配置について

各センターにおける、専門職種の資格について

平成 27 年度 4 月制定予定「生駒市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例」より

○センターの職員の員数

一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各 1 人。

前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、区域における第 1 被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができる。

第 1 号被保険者の数	配置すべき人員
おおむね 1,000 人未満	保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等、主任介護支援専門員等のいずれか 1 人



平成 26 年度まで

圏域内第 1 号被保険者数	センター名	保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	介護支援専門員等
おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満	●生駒市フォレスト 地域包括支援センター ●生駒市阪奈中央 地域包括支援センター	1	1	1	
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	●生駒市東生駒 地域包括支援センター ●生駒市社会福祉協議会 地域包括支援センター	1		1	
おおむね 6,000 人以上 ※	●生駒市梅寿荘 地域包括支援センター ●生駒市メディカル 地域包括支援センター	1	1	1	0.5

平成 27 年度以降について

※担当エリアにおける第 1 号被保険者数 6,000 人以上の場合（別紙 「担当エリア別人口」参照）2,000 人毎に 1 人（1,000 人毎に 0.5 人）の加算を必要と考える。

- 生駒市メディカル地域包括支援センターにおいて(9,044 人)、基本人数の6,000 人から、2,000 人以上 4,000 人未満の超過数である為、保健師等 1 人、社会福祉士等 0.5 人計 1.5 人の増員。
- 生駒市梅寿荘地域包括支援センターにおいて（7,267 人）、基本人数の 6,000 人から、2,000 人未満の超過数である為、主任介護支援専門員等を 0.5 人の増員。

センター名	保健師等	社会福祉士	主任介護支援 専門員	介護支援 専門員等
生駒市フォレスト 地域包括支援センター	1	1	1	
生駒市メディカル 地域包括支援センター	2	1.5	1	0.5
生駒市阪奈中央 地域包括支援センター	1	1	1	
生駒市東生駒 地域包括支援センター	1	1		
生駒市社会福祉協議会 地域包括支援センター	1	1		
生駒市梅寿荘 地域包括支援センター	1	1	1.5	0.5